

被扶養者異動届の添付書類一覧表

2024.10.1～

<p><b>必ず添付を要するもの 共通(必須)</b></p> <p>※ 下記の事由に該当しない場合は、右記の書類のみ提出する。</p> <p>※ 下記の事由に該当する場合は、右記の書類に加え、該当する事由すべての書類を提出する。</p>	<p><b>扶養状況届</b></p> <p>※ 原本を提出</p>
	<p><b>所得証明書</b> (直近の収入額が確認できるもの)</p> <p>※ 年度年齢16歳未満の者は提出不要 ※ 年度年齢16歳以上の者で学生の場合は学生証または在学証明書で代用可能</p>
	<p><b>住民票</b> (認定対象者および同居している世帯全員の続柄のあるもの)</p> <p>※ 提出日(健康保険組合の受付日)から遡って90日以内に発行されたもの(可能な限り直近に交付されたものを添付すること) ※ 本籍地の記載がある場合、本籍地は消して提出 ※ 個人番号の記載がある場合、個人番号は消して提出</p>

		認定対象者の続柄					
		配偶者	子(養子・養女を含む)	被保険者の父母(養父母), 祖父母, 曾祖父母, 兄弟姉妹, 孫	配偶者の父母(養父母), 祖父母, 曾祖父母	配偶者の子 内縁の配偶者の子	その他家族 (三親等内の親族)
<p>認定対象者の状況に応じて提出する書類(右記の事由で該当するものすべての書類を提出する)</p>	被保険者と別居している	<p>① 戸籍謄本(被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの) ※ 本籍地は消して提出</p> <p>② 経済的援助(仕送り)の実績(送金日・送金者・受領者・金額)が確認できるもの(ただし、未就学の子および学生の子は提出不要)</p>					
	日本国内に住民票がない	④ 外国において留学をする学生	① 査証, 学生証, 在学証明書, 入学証明書等のいずれか				
		④ 外国に赴任する被保険者に同行する者	① 査証, 海外赴任辞令, 海外の公的機関が発行する居住証明書等のいずれか				
		④ 観光, 保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	① 査証, ボランティア派遣期間の証明, ボランティアの参加同意書等のいずれか				
		④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、①と同等と認められる者	① 出生証明書, 婚姻証明書等のいずれか				
		④ ④～④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※ 個別判断				
	現在, 職に就いている(パートタイマー・アルバイトを含む)	① 認定日(異動日)以降の1年間に支給される給与や賞与・手当・交通費等の金額が確認できるもの(事業主証明または雇用契約書, 労働条件通知書等)					
	以前, 職に就いていた(パートタイマー・アルバイトを含む)	雇用保険に加入していた	雇用保険失業給付を受給するが、今後1年間の収入見込みが収入限度額未満のとき	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 雇用保険受給資格者証 ※ ②については、取得後速やかに提出			
			雇用保険失業給付を受給延長したとき	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 雇用保険受給延長証明書 または 受給期間延長通知 ※ ②については、取得後速やかに提出			
			雇用保険失業給付を受給しないとき または、雇用保険失業給付の加入期間未達のとき	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 離職票〔1〕 ※ ②については、取得後速やかに提出			
雇用保険失業給付の受給途中で、今後1年間の収入見込みが収入限度額未満になったとき			① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 雇用保険受給資格者証				
	雇用保険に加入していなかった	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等)					
これまで公務員であった	失業者の退職手当が支給されるとき (勤続年数が概ね4年以上, 非常勤職員, 再任用職員等)	失業者の退職手当を受給するが、今後1年間の収入見込みが収入限度額未満のとき	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 失業者の退職手当受給資格者証 ※ ②については、取得後速やかに提出				
		失業者の退職手当を受給延長をしたとき	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 失業者の退職手当受給延長の証明 または 受給期間延長の通知 ※ ②については、取得後速やかに提出				
		失業者の退職手当を受給しないとき	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等)				
		失業者の退職手当の受給途中で、今後1年間の収入見込みが収入限度額未満になったとき	① 認定日(異動日)以降に支給される給与や賞与・手当等がある場合はそれが確認できるもの(事業主証明や給与明細書等) ② 失業者の退職手当受給資格証				
年金受給者	すでに受給しているとき	① 最新の年金振込通知書 または 最新の年金改定通知書 ※ 非課税の遺族年金や障害年金や個人年金など, すべての年金が対象					
	認定日以降1年のうちに受給が開始するとき	① 年金見込み額照会回答書 または 最新のねんきん定期便 ※ 非課税の遺族年金や障害年金や個人年金など, すべての年金が対象					
自営業者	収入が認定基準内のとき	① 直近の確定申告書 ② 直近の収支内訳書 ③ 「認定年の年間収入見込額」の申立書(事業者本人が作成し署名したものの本書)					
	収入が減少し認定基準内になる見込みのとき(将来にわたって減少したまま)	① 直近の確定申告書 ② 直近の収支内訳書 ③ 「収入が減少した理由」および「認定年の年間収入見込額」の申立書(事業者本人が作成し署名したものの本書)					
	廃業したとき	① 個人事業の廃業届出書(税務署の受付印があるもの)					
株等の資産運用によって得た収入があるとき	① 直近の確定申告書 ② 直近1年間の取引結果が確認できるもの ※ 別添「(補足資料)の項番1を参照」						
上記に記載する事項に起因するもの以外の収入があるとき	① その収入額が確認できる証明や公的な書類 ※ 上記に記載した「給与・失業給付等・年金・自営業・株等」以外のすべての収入が対象						
認定対象者に配偶者がいるとき		「認定対象者の配偶者」の ① 直近の所得証明書 ② 今後1年間の収入見込額が確認できるもの ※ 別添「(補足資料)の項番2を参照」					
被保険者の配偶者が、被扶養者ではないとき(夫婦が共働きのとき)		「被保険者」および「被保険者の配偶者」双方の ① 直近の所得証明書 ② 今後1年間の収入見込額が確認できるもの ※ 別添「(補足資料)の項番3を参照」					

- 扶養状況届および被保険者や認定対象者が作成する各種申立書・事業主が作成する収入に関する証明等は、原本を提出する。それ以外の添付書類は、写し(コピー)を提出する(原本を提出しても返却しない)。
- 「学生」とは、学校教育法第1条および第134条に定める学校(外国の学校の場合はこれに準ずる)に就学する学生および予備校生等のことをいう。  
ただし、卒業を目的としない聴講生や短期留学などの1年未満の就学、資格取得のためのスクール等に通学している場合は、「学生」とはみなさないことから所得証明書(別居のときは、経済的援助の実績が確認できる書類も必要)の提出が必要。
- 上記書類では審査等ができない場合は、別途、戸籍謄本およびその他書類(例:扶養状況申告書や申立書)の追加提出や被保険者への聞き取り等を依頼する。
- 上記書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付する。

## 被扶養者異動届の添付書類一覧表（補足資料）

（注） 確認書類は、原本と記載がある書類以外は「写し」を添付すること。

### 1. 株等の資産運用で得た収入があるときの、「直近1年間の取引結果が確認できるもの」

収入の種類	確認書類
株式、債券、投資信託、FX、先物取引	確定申告の際に使用する書類など1年間の取引結果がわかるもの
特定口座で「源泉徴収あり」を選択し株等を保有する場合	翌年1月に各証券会社等から発行される「特定口座年間取引報告書」
暗号資産（仮想通貨）	「暗号資産の計算書」または暗号資産交換業者が発行した「年間取引報告書」

### 2. 認定対象者に配偶者がいるときの、「認定対象者の配偶者の、今後1年間の収入見込額が確認できるもの」

収入の種類		提出書類	備考
被用者保険の被保険者の場合	給与・賞与	前年の「源泉徴収票」 ただし、「所得証明書」で前年分の給与収入が確認できるときは省略可	原則、前年の給与・賞与収入額および非課税交通費を、今後1年間の収入見込額とする。 ただし、休職や退職等により、前年の収入と大幅に増・減額することが明らかな場合は、休職・退職証明書等、その事実が確認できるものを添付のうえ、「扶養状況届」に増・減額を加味した収入見込額を記載する。なお、休職・退職前で証明が添付できないときは、被保険者の自己申告（「扶養状況届」に記載）による。
	非課税交通費	事業主発行の前年の「非課税交通費の証明書（原本）」または、前年1年間分の「給与明細書」	
パート・アルバイト収入		事業主発行の「収入見込証明書（原本）」、「労働条件通知書」、「雇用契約書」等のいずれか ただし、今後1年間（異動日以降12か月分）の収入見込額が確認できるもの	事業主発行の「収入見込証明書」は、交通費（課税・非課税とも）の記載があるもの。 原則、被保険者または認定対象者の自己申告は認めない。
事業収入		直近の「確定申告書」および「収支報告書」	原則、前年の事業収入額（直接的必要経費控除後）を、今後1年間の収入見込額とする。 ただし、廃業や営業規模縮小などの理由がある場合は、その事実が確認できるものを添付のうえ、「扶養状況届」に増・減額を加味した収入見込額を記載する。
株等の譲渡収入		直近の「確定申告書」および直近1年間の取引結果がわかるもの ・特定口座で「源泉徴収あり」を選択し株等を保有する場合については、「確定申告書」に加えて「特定口座年間取引報告書」 ・暗号資産については、「確定申告書」に加えて、「暗号資産の計算書」または暗号資産交換業者が発行した「年間取引報告書」等	原則、前年の譲渡収入額を、今後1年間の収入見込額とする。 ただし、前年または当年において、一括譲渡しすでに保有していない場合は、その事実が確認できるものを添付のうえ、「扶養状況届」に増・減額を加味した収入見込額を記載する。
年金収入（非課税の年金も含む）		直近の「年金振込通知書」、「年金改定通知書」等のいずれか ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・「ねんきん定期便」、「年金額試算書」、「年金見込額照会回答票」等
失業給付（雇用保険法によるもの） 失業者の退職手当（公務員であった時）		「離職票〔1〕」または「雇用保険受給資格者証」 公務員だった時は、「失業者の退職手当受給資格証」 ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・退職前の、「（支払基礎日数が11日以上または労働時間が80時間以上ある月の）6か月分の給与明細書」等
出産手当金 ※ 産休中の給与が支給されないとき、申請により加入する医療保険者（健康保険組合等）から支給されるもの		支給決定通知書 等 ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・支給開始日の属する月以前12か月間の「標準報酬月額の前年12か月間の平均した額」が確認できるもの（例）「標準報酬月額通知書」や、支給開始日以前の「12か月分の給与明細書」等
育児休業給付金 ※ 育児休業を取得したとき、一定の要件を満たす雇用保険の被保険者および公務員に対し国から支給されるもの		支給決定通知書 等 ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・育児休業開始前の、「（支払基礎日数が11日以上ある月の）6か月分の給与明細書」等
その他の収入		その収入が確認できるもの	

### 3. 被保険者の配偶者が被扶養者でないときの、「被保険者および被保険者の配偶者の、今後1年間の収入見込額が確認できるもの」

収入の種類		提出書類	備考
被用者保険の被保険者の場合	給与・賞与	前年の「源泉徴収票」 ただし、「所得証明書」で前年分の給与収入が確認できるときは省略可	原則、前年の給与・賞与収入額および非課税交通費を、今後1年間の収入見込額とする。 ただし、休職や退職等により、前年の収入と大幅に増・減額することが明らかな場合は、「扶養状況届」に増・減額を加味した収入見込額を記載する。
	非課税交通費	事業主発行の前年の「非課税交通費の証明書（原本）」 または、前年1年間分の「給与明細書」 ただし、被保険者と配偶者との年間収入差が100万円以上ある場合は、金額記載のみとし、確認書類の添付は不要	
パート・アルバイト収入		事業主発行の「収入見込証明書（原本）」、「労働条件通知書」、「雇用契約書」等のいずれか ただし、今後1年間（異動日以降12か月分）の収入見込額が確認できるもの	事業主発行の「収入見込証明書」は、交通費（課税・非課税とも）の記載があるもの。 原則、被保険者または認定対象者の自己申告は認めない。
事業収入		直近の「確定申告書」および「収支報告書」	原則、前年の事業収入額（直接的必要経費控除後）を、今後1年間の収入見込額とする。 ただし、廃業や営業規模縮小などの理由がある場合は、その事実が確認できるものを添付のうえ、「扶養状況届」に増・減額を加味した収入見込額を記載する。
株等の譲渡収入		直近の「確定申告書」および直近1年間の取引結果がわかるもの ・特定口座で「源泉徴収あり」を選択し株等を保有する場合には、「確定申告書」に加えて「特定口座年間取引報告書」 ・暗号資産については、「確定申告書」に加えて、「暗号資産の計算書」または暗号資産交換業者が発行した「年間取引報告書」等	原則、前年の譲渡収入額を、今後1年間の収入見込額とする。 ただし、前年または当年において、一括譲渡しすでに保有していない場合は、その事実が確認できるものを添付のうえ、「扶養状況届」に増・減額を加味した収入見込額を記載する。
年金収入（非課税の年金も含む）		直近の「年金振込通知書」、「年金改定通知書」等のいずれか ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・「ねんきん定期便」、「年金額試算書」、「年金見込額照会回答票」等
失業給付（雇用保険法によるもの） 失業者の退職手当（公務員であった時）		「離職票〔1〕」または「雇用保険受給資格者証」 公務員であった時は、「失業者の退職手当受給資格証」 ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・退職前の、「（支払基礎日数が11日以上または労働時間が80時間以上ある月の）6か月分の給与明細書」等
出産手当金  ※ 産休中の給与が支給されないとき、申請により加入する医療保険者（健康保険組合等）から支給されるもの		支給決定通知書 等 ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの  なお、「出生の子」の申請において、「出生日の前年の収入額が被保険者より少ない配偶者が、被保険者より長く育児休業等を取得する場合は、「支給見込額が算定できるもの」の添付は不要とし、「扶養状況届」に支給見込額を記載する。	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・支給開始日の属する月以前12か月間の「標準報酬月額平均した額」が確認できるもの（例） 「標準報酬月額通知書」や、支給開始日以前の「12か月分の給与明細書」等
育児休業給付金  ※ 育児休業を取得したとき、一定の要件を満たす雇用保険の被保険者および公務員に対し国から支給されるもの		支給決定通知書 等 ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの  なお、「出生の子」の申請において、「出生日の前年の収入額が被保険者より少ない配偶者が、被保険者より長く育児休業等を取得する場合は、「支給見込額が算定できるもの」の添付は不要とし、「扶養状況届」に支給見込額を記載する。	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・育児休業開始前の、「（支払基礎日数が11日以上ある月の）6か月分の給与明細書」等
その他の収入		その収入が確認できるもの	